D. 子ども・高齢者

1.子育てサークル活動支援補助

■ 事業の趣旨

子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくりの具体的施策として、親子交流や情報提供等を行う子育てサークル（以下「サークル」という。）に、活動経費の一部を補助するものです。

条件	草津市に登録されたサークルであって、下記に示す(1)から(4)の条件を全て満たすもの。 (1)未就園の乳幼児およびその保護者向けに市内において継続的に活動するものであること。 (2)サークル活動１回あたりの参加者のうち、市内に住所を有するものが参加者の３分の２以上であること。 (3)子育て支援事業、子育てに関する交流および相談等を主な活動の内容とするものであること。 (4)未就園の乳幼児およびその保護者４組以上が参加する活動を年間５回以上実施すること。
補助の対象	(1)報償費（サークル活動の中で、子育てに関する学習および情報交換、交流を促進するための行事等を行う際の外部講師謝礼） (2)使用料及び賃借料（サークル活動を実施する際の会場使用料） (3)消耗品費（飲食費を除いた、サークル活動にかかる文具や工作材料等の消耗品費） (4)保険料（サークル活動参加者の保険料） (5)備品購入費（サークル活動にかかる備品購入費）
補助金の額	補助金の額は、下記のとおりサークル活動回数に応じた上限額となります。 ・サークル活動回数年間５回以上９回以下は、上限１万２千５百円 ・サークル活動回数年間１０回以上１４回以下は、上限２万５千円 ・サークル活動回数年間１５回以上１９回以下は、上限３万７千５百円 ・サークル活動回数年間２０回以上は、上限５万円
その他 （申請の期日）	令和５年度の申請は、 令和５年５月３１日（水曜）必着ですので、それまでに手続きをしてください。 この補助金制度は、「草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱」に基づき交付されます。

■ くわしくは（お問い合わせ先）

子ども未来部　子育て相談センター（さわやか保健センター3 階）

TEL　０７７－５６１－２３３９まで

2.地域サロン活動助成事業制度

■ 事業の趣旨

小地域において参加者とボランティアが企画、運営するふれあいの場の活性化を図り、社会参加が困難となった高齢者や閉じこもりがちな高齢者が気軽に通える場を作るため、地域サロン（以下「サロン」という。）に助成を行います。また、新たに開設されるサロンには、開設準備金の助成を行います。

■ 活動主体　各地域サロンです。

対象となるサロンの条件	●サロンの参加者は、原則サロンのある町内に居住する６５歳以上の高齢者とし、１サロンの人数は５人以上とします。（すでに町内に別のサロンがある場合は、市社協へご相談ください）。 ●活動回数・活動時間については以下のどちらかで実施してください。 ア．年２０回以上で半日程度開催すること。 イ．年１０回以上、年１９回以下で半日程度開催すること。 ●１年間以上継続して活動できること。 ※ただし、新たにサロンを開設する場合は、開設年において６カ月以上の活動期間があり、かつ翌年も継続して活動ができること。
交付金の額	●年２０回以上（上記の「ア」に該当）・・・年間５０，０００円 ●年１０回以上、年１９回以下（上記の「イ」に該当）・・・年間２５，０００円 ●新たに開設されるサロンに対しては、上記の金額以外に初年度のみ、開設準備金として年間３０，０００円を助成します。
申請方法	新たに開設されるサロンで助成を受けようとする場合は、市社協へご相談ください。

■ くわしくは（お問い合わせ先）

草津市社会福祉協議会
〒525-0032　草津市大路２丁目１－３５
市民総合交流センター（キラリエ草津４階）
TEL　077-562-0084　FAX　077-566-0377　E-mail：info@kusa-shakyo.or.jp